

<その他>

問 27 消費者契約法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 54 号）の規定は、いつから施行されることとなるのですか。

（答）

消費者契約法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 54 号）の規定は、公布の日（平成 30 年 6 月 15 日）から起算して 1 年を経過した日である令和元年 6 月 15 日から施行されます。